

2010年5月27日

独立行政法人住宅金融支援機構 御中
団信・火災保険部長 山品 一清 様

適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 榎 彰 徳
【連絡先（事務局）】担当：西島
〒540-0033 大阪市中央区石町
1丁目1番1号天満橋千代田ビル
TEL06-6945-0729/FAX06-6945-0730
メールアドレス info@kc-s.or.jp
ホームページ [http:// www.kc-s.or.jp](http://www.kc-s.or.jp)

再お問い合わせ（案）

新緑の候、貴団体ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、当団体のお問い合わせに対するご回答にお礼申し上げます。

当団体による貴社への「お問い合わせ」に対するご回答および同封いただいた資料を検討いたしました結果、貴社に対し、下記のとおりご質問がございますので、本年6月17日までに文書でご回答いただきますようお願い申し上げます。

先般の「お問い合わせ」でもお伝え致しておりますが、貴社よりご回答なき場合、あるいは「お問い合わせ」にご対応いただいたものの、KC'sが相当と判断する解決に至らない場合、貴社の勧誘方法や中途解約の清算方法、及び契約条項に関し、その時点における当団体の認識に基づいて、問題点等を公開にて「申入れ」させていただく予定です。「申入れ」には、当団体が適格消費者団体として消費者契約法第12条に基づいて行う裁判外の差止請求を含む場合があります。公開での「申入れ」以降につきましては、当団体からの「申入れ」の内容及びそれに対する貴社からのご回答等、申入れ以降の全ての経緯とその内容を当団体ホームページ等で公表いたします。また、「申入れ」時点で当団体の「お問い合わせ」の内容及び経過も当団体ホームページ等で公表いたします。

なお、このたびの「お問い合わせ」を機に、一度当団体の担当者との面会の上協議を行いたいとお考えの場合は、その旨上記の回答期限までにご連絡願います。貴社の誠実、真摯な対応を期待します。

当団体は、本「お問い合わせ」についてはお問い合わせを行っている事実も含めて非公開にて行っておりますが、本「お問い合わせ」を機に貴社が私ども

とご協議いただき、その結果、契約書の改定等、一定の解決に至った場合には、解決に至った時点で、本「お問い合わせ」の内容及び経過・解決結果を当団体ホームページ等で公表させていただきます。

※詳しくは別添の「KC'sの『お問い合わせ』『申入れ』事業における活動方針について」をお読みいただくとともに、ご不明な点はお問い合わせ下さい。

記（質問事項）

1. 貴機構が、生命保険会社に対して支払う保険料総額は、月ごとに加入及び脱退による保険金総額の変動によって増減するのでしょうか。
2. 保険料総額が月ごとに増減する場合、脱退による保険料の減少分を脱退者に返却せず、加入者全体の保険料支払原資とすることで、特約料を低く抑えることが可能になっているという理解で正しいのでしょうか。
3. 上記理解が正しいとすると、支払保険料総額の何%程度が、脱退による保険料の減少分でまかなわれているのでしょうか。
4. 保険期間満了の時点で脱退する加入者が増加した場合、保険料の支払原資が不足して特約料を上げる必要が生じる可能性があるのでしょうか。

以 上